

# 和歌山市公報

令和5年(2023年)1月16日 第1743号

 発 行 所
 和歌山市役所

 発 行 日
 毎月 1日 15日

# 目 次

# 【規 則】

番号	··· -		ページ
1	和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則及び和歌山市		•
_	農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(農林水産課)	2
_	# <b>-</b> 7		
Ι.	告 示】		
5	公示送達(交付要求通知書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(納税課)	2
6	城閣入場料及び和歌山城歴史資料館使用料に係る指定納付受託者の指定・・・・	(和歌山城整備企画課)	2
8	市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課)	3
9	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課)	4
10	市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課)	6
11	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課)	6
12	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課)	7
13	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	7
14	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	8
15	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	9
16	公示送達(令和4年度 市民税県民税納税通知書)・・・・・・・・・・・	(市民税課)	9
17	公示送達(差押調書(謄本)及び配当計算書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(納税課)	9
18	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課)	10
19	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・	(指導監査課)	10
20	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービス		
	に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課)	11
21	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・	(指導監査課)	11
22	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課)	11
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
	障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	12
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
	障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	12
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
	障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	12
26	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	13
27	道路区域の決定及び供用開始(令和5年告示第9号)の一部改正・・・・・・・	(道路管理課)	13
<b>r</b> .	公 告 】		
•			
$\circ$	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課)	14
$\circ$	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課)	14
$\circ$	和歌山都市計画地区計画(紀伊地区地区計画)の変更案の縦覧・・・・・・・	(都市計画課)	15
$\circ$	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・	(地籍調査課)	15

【規則】	
○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農業委員会事務局	司) 18
【 農業委員会公告 】	
1 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (教育政策課)	17
【 教育委員会 <del>告示</del> 】	
3 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ (選挙管理委員会事務)	司 17
2 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・ (選挙管理委員会事務)	司) 17
1 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 選挙管理委員会事務	司 16
【 選挙管理委員会告示 】	
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・ (都市計画課)	16
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築指導課)	16
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築指導課)	16

和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則及び和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和5年1月5日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第1号

和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則及び和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則(平成8年規則第22号)
- (2) 和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規則(平成12年規則第137号) 附 則
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年1月5日掲示済)

# 【告示】

#### 和歌山市告示第5号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和5年1月6日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年1月6日掲示済)

#### 和歌山市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のと おり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月6日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者
  - 大阪府大阪市西区南堀江3丁目9番13号 株式会社ギフトパッド
- 2 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類
- (1) 城閣入場料
- (2) 和歌山城歴史資料館使用料
- 3 指定をした日令和4年12月26日
- 4 指定の期間

令和5年1月10日から同年3月31日まで

(令和5年1月6日掲示済)

#### 和歌山市告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。 その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
	- 10	和歌山市太田	
11-249	宮249号線	和歌山市太田	
11 050	<b>虚</b> 0.5.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0	和歌山市太田	
11-250	宮250号線	和歌山市太田	
10 151	四体织 1 厂 1 日始	和歌山市加納	
13-151	四箇郷151号線	和歌山市加納	
17-78	湊78号線	和歌山市湊5丁目	
17-78		和歌山市湊5丁目	
18-199	野崎199号線	和歌山市福島	
10-199	到啊199万脉	和歌山市福島	
22-245	貴志245号線	和歌山市中	
22-245	真心243万脉	和歌山市中	
22-246	   貴志 2 4 6 号線	和歌山市中	
22 240	真心 2 年 0 万脉	和歌山市中	
22-306	   藤戸台140号線	和歌山市栄谷	
22 300	(A) 1 4 0 7 MK	和歌山市栄谷	
22-307	   藤戸台141号線	和歌山市栄谷	
22 501		和歌山市栄谷	
22-308	   藤戸台142号線	和歌山市栄谷	
22 500	11 T Z / J/lyl	和歌山市栄谷	
22-309	   藤戸台143号線	和歌山市栄谷	
22 303		和歌山市栄谷	

22-310	藤戸台144号線	和歌山市栄谷	
22-310		和歌山市栄谷	
22-311	藤戸台145号線	和歌山市栄谷	
22-311	膝厂口1435脉	和歌山市栄谷	
22-312	藤戸台146号線	和歌山市栄谷	
22-312	膝厂口140万脉	和歌山市栄谷	
22-313	藤戸台147号線	和歌山市栄谷	
22-313	藤/ 日147 夕/林	和歌山市栄谷	
22-314	藤戸台148号線	和歌山市栄谷	
22 314	(株) · 白 1 4 0 万/林	和歌山市栄谷	
22-315	藤戸台149号線	和歌山市栄谷	
22-313		和歌山市栄谷	
22-316	藤戸台150号線	和歌山市栄谷	
22-310	藤戸 日 1 3 0 万林	和歌山市栄谷	
22-317	藤戸台151号線	和歌山市栄谷	
22 317		和歌山市栄谷	
28-245	安原254号線	和歌山市井戸	
20 240	女///2011 7///	和歌山市井戸	
34-215	小倉215号線	和歌山市満屋	
04 210		和歌山市満屋	
34-216	小倉216号線	和歌山市満屋	
04 210	77/A 2 1 0 7/M	和歌山市満屋	
34-217	小倉217号線	和歌山市満屋	
04 217	7. / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	和歌山市満屋	
34-218	小倉218号線	和歌山市満屋	
04 210	717A 2 1 0 7/M	和歌山市満屋	
34-219	小倉219号線	和歌山市満屋	
0 4 2 1 3		和歌山市満屋	
34-220	小倉220号線	和歌山市満屋	
04 220	/小冶 乙 乙 〇 勺砂	和歌山市満屋	

(令和5年1月10日掲示済)

# 和歌山市告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和5年1月10日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

和歌山市長 尾花正啓

	整理番号	路線名	起点	延長	幅員
	至生宙力	四分水石	終点	(m)	(m)
			和歌山市太田58番1地先		
	11-249	宮249号線	~	35.0	5.00
			和歌山市太田58番1地先		
Ī			和歌山市太田578番7地先		

11-250	宮250号線	~	70.1	4. 00
		和歌山市太田578番1地先		
		和歌山市湊5丁目631番4地先		
17-78	湊78号線	~	34.0	6.00
		和歌山市湊5丁目631番5地先		
		和歌山市福島155番1地先		5.80
18-199	野崎199号線	~	84.4	$\sim$
		和歌山市福島155番10地先		7. 70
		和歌山市中638番29地先		
22-245	貴志245号線	~	167.7	6.00
	<b>A.1.1</b> 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	和歌山市中638番45地先	1011	0. 0
		和歌山市中638番28地先		
0.0 0.4.6	東土の46日始	和歌田川中 0 3 8 备 2 8 地元	0.1	0.00
22-246	貴志246号線	~ T-17/11-1-1-1-2-2-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	21. 5	6.00
		和歌山市中638番27地先		
		和歌山市栄谷959番520地先		
22 - 306	藤戸台140号線	$\sim$	2 4 3. 2	11.00
		和歌山市栄谷977番302地先		
		和歌山市栄谷977番295地先		
22 - 307	藤戸台141号線	$\sim$	143.0	15.00
		和歌山市栄谷977番308地先		
		和歌山市栄谷977番91地先		
22-308	藤戸台142号線	~	145.5	6.00
		和歌山市栄谷977番178地先		
		和歌山市栄谷977番108地先		
22-309	藤戸台143号線	~	124.5	7. 00
	147 11 1 1 0 13/1/1	和歌山市栄谷959番405地先	121. 0	0
		和歌山市栄谷959番348地先		
22-210	藤戸台144号線		120 5	6.00
22-310		和歌山市栄谷959番396地先	130.5	0. 00
		和歌山市栄谷959番348地先		
22 - 311	藤戸台145号線	~	190.4	6.00
		和歌山市栄谷977番116地先		
		和歌山市栄谷959番346地先		
22-312	藤戸台146号線	~	14.3	4.00
		和歌山市栄谷959番347地先		
		和歌山市栄谷959番356地先		
22-313	藤戸台147号線	~	190.4	6.00
		和歌山市栄谷977番147地先		
		和歌山市栄谷959番372地先		7. 00
22-314	藤戸台148号線	~	208.7	~
	- 0.104	和歌山市栄谷977番97地先		9.00
		和歌山市栄谷959番396地先		
22-315	藤戸台149号線		190.4	6.00
22 313	/2条/ ロエサジグが	和歌山市栄谷977番177地先	100.4	0. 00
		和歌山市栄谷959番327地先		

22-316	藤戸台150号線	~	15.0	4. 00
		和歌山市栄谷959番328地先		
		和歌山市栄谷959番336地先		
22 - 317	藤戸台151号線	$\sim$	15.0	4.00
		和歌山市栄谷959番337地先		
		和歌山市井戸14番6地先		
28 - 245	安原254号線	$\sim$	62.2	6.00
		和歌山市井戸7番5地先		
		和歌山市満屋25番4地先		6.00
34 - 215	小倉215号線	$\sim$	67.0	~
		和歌山市満屋31番8地先		7. 20
		和歌山市満屋31番7地先		
34 - 216	小倉216号線	$\sim$	24.6	6.00
		和歌山市満屋31番7地先		
		和歌山市満屋2番地先		6.00
34 - 217	小倉217号線	$\sim$	246.6	~
		和歌山市満屋6番8地先		7.30
		和歌山市満屋3番5地先		
34 - 218	小倉218号線	$\sim$	33.9	6.00
		和歌山市満屋3番5地先		
		和歌山市満屋46番6地先		
34 - 219	小倉219号線	$\sim$	100.7	6.00
		和歌山市満屋6番5地先		
		和歌山市満屋46番8地先		
34 - 220	小倉220号線	$\sim$	99. 1	6.00
		和歌山市満屋6番7地先		

(令和5年1月10日掲示済)

# 和歌山市告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
11 049	旧	宮243号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
11-243	新	宮243号線	和歌山市太田 和歌山市太田	起点の変更

(令和5年1月10日掲示済)

# 和歌山市告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年1月10日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新 別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
11-243	旧	宮243号線	和歌山市太田575番9地先和歌山市太田598番4地先	6. 4	4. 60 ~ 4. 70
11-243	新	宮243号線	和歌山市太田575番3地先和歌山市太田598番4地先	68.6	4. 20 ~ 4. 70

(令和5年1月10日掲示済)

#### 和歌山市告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年1月11日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月11日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
19-13	杭ノ瀬坂田線	和歌山市田尻122番5地先~	旧	38.9	4. 40 ~ 4. 60
	和歌山市田尻122番5地先	新	38. 9	4. 90	

(令和5年1月11日掲示済)

#### 和歌山市告示第13号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年1月12日

和歌山市長 尾花正啓

#### 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年12月21日及び同月24日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年12月28日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年12月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所 所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4)費用

自転車	1台につき	2,500円
	,	, , , ,
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

- 5 返還できる日時等
- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- (3) その他
  - (1) 及び(2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。
- 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年1月12日掲示済)

#### 和歌山市告示第14号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年1月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日				
和歌山市内一円市道上及び紀の川第7緑地	令和4年12月16日、同月19日、同月21日、同月2				
	2日及び同月27日				

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

- 4 返還を受けるために必要なもの
- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4)費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

- 5 返還できる日時等
- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- (3) その他
  - (1) 及び(2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。
- 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年1月12日掲示済)

#### 和歌山市告示第15号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年1月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年1月13日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示 した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放	令和4年9月16日及び同月24日	令和4年10月12日
置禁止区域		
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置	令和4年9月22日	令和4年10月12日
禁止区域		
和歌山市内一円市道上	令和4年9月27日	令和4年10月12日

(令和5年1月12日掲示済)

#### 和歌山市告示第16号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和5年1月13日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書 (別紙省略)

(令和5年1月13日掲示済)

#### 和歌山市告示第17号

差押調書(謄本)及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、 和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書(謄本)及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年1月16日掲示済)

# 和歌山市告示第18号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの 種類	廃止年月日
30701	医療法人鶴寿	医療法人鶴寿会居宅介護支援事業所さかい	居宅介護支	令和4年1
1 2 4 4 0	会	和歌山市加太939番地10	援	2月15日
30701	有限会社フリ	居宅介護支援事業所フリージア	居宅介護支	令和4年1
12168	ージア	和歌山市岩橋1597-1	援	2月31日
30701	社会福祉法人	わかうら園デイサービスセンター	通所介護	令和4年1
08455	わかうら会	和歌山市田野178		2月31日
30701	医療法人甃友	訪問介護ステーションメロディ	訪問介護	令和4年1
0 1 4 3 5	会	和歌山市秋月535-2		2月31日
30701	株式会社ここ	こころりんく	訪問介護	令和4年1
1 2 6 9 7	ろりんく	和歌山市梶取148番地64 ヴィラージュ		2月31日
		梶取D		
30701	合同会社AS	ケアプランセンターダイキ	居宅介護支	令和4年1
1 2 7 0 5	大貴	和歌山市園部1088-5	援	2月31日
30601	ONNコーポ	訪問看護ステーションのぞみ	訪問看護	令和4年1
91248	レーション株	和歌山市駕町56	介護予防訪	2月31日
	式会社		問看護	

(令和5年1月16日掲示済)

#### 和歌山市告示第19号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を 廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平成28年規則第94号)第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
業者番号	又は氏名	事実が2つ石が父びが正地	y こハッパ里共	<b>冼</b> 亚十万 口
30701	社会福祉法人	わかうら園デイサービスセンター	予防給付型通所サービス	令和4年1
08455	わかうら会	和歌山市田野178		2月31日
30701	医療法人甃友	訪問介護ステーションメロディ	予防給付型訪問サービス	令和4年1
0 1 4 3 5	会	和歌山市秋月535-2	生活支援型訪問サービス	2月31日
30701	株式会社ここ	こころりんく	予防給付型訪問サービス	令和4年1
12697	ろりんく	和歌山市梶取148番地64 ヴ	生活支援型訪問サービス	2月31日
		ィラージュ梶取D		
30114	医療法人久生	山本クリニック	予防給付型通所サービス	令和4年1
10333	会	和歌山県海南市名高506-4		2月31日

(令和5年1月16日掲示済)

#### 和歌山市告示第20号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者又は開設者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601	株式会社M-s t	訪問看護ステーションまぐねっと	訪問看護	令和5年1
91289	y l e	和歌山市布施屋792-1 エル	介護予防訪問看護	月1日
		布施屋110号		
30701	株式会社心和	心和ケアステーション	訪問介護	令和5年1
1 4 3 3 9		和歌山市雄松町1丁目61番地1		月1日

(令和5年1月16日掲示済)

#### 和歌山市告示第21号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

介	護保険事	事業者の名称及び主たる事務所の所	事業所の名称及び所在地	サービスの	指定年
業	者番号	在地並びに代表者の氏名及び住所	争未がりるが及りがは地	種類	月日
3	0901	社会福祉法人わかうら会	わかうら園デイサービスセ	地域密着型	令和5
0	1696	和歌山市田野175番地	ンター	通所介護	年1月
		土山憲一郎	和歌山市田野178番地		1日
		和歌山市田野245番地			

(令和5年1月16日掲示済)

## 和歌山市告示第22号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和 歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平成28年規則第94号)第16条の 規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者又は開設者の	事業所の名称及び所在地	サービュの種類	指定年月
業者番号	名称又は氏名	事来例 <i>》</i> 名例及O例任地	サービスの種類	日
30701	株式会社心和	心和ケアステーション	予防給付型訪問サ	令和5年
1 4 3 3 9		和歌山市雄松町1丁目61番地1	ービス	1月1日
30714	株式会社ハビリスケ	リハプライド海南	予防給付型通所サ	令和5年
01438	ア	和歌山県海南市名高506-4	ービス	1月1日
30901	社会福祉法人わかう	わかうら園デイサービスセンター	予防給付型通所サ	令和5年
01696	ら会	和歌山市田野178番地	ービス	1月1日

(令和5年1月16日掲示済)

# 和歌山市告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長	尾	花	正	啓
1 H W M H I I I I I	7-6-	114		′□

事業所	事業所	事業所の所	指定に係る	主たる対	事業者の	事業者の主	指定年	廃止年
番号	の名称	在地	種類	象とする	名称	たる事務所	月日	月日
				障害種別		の所在地		
3 0 1	こころ	和歌山市梶	居宅介護、	特定なし	株式会社	和歌山市梶	平成3	令和4
012	りんく	取148番	重度訪問介		こころり	取148番	0年4	年12
261		地64 ヴ	護		んく	地64 ヴ	月1日	月31
6		ィラージュ				ィラージュ		日
		梶取D				梶取D		

(令和5年1月16日掲示済)

#### 和歌山市告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17 第1項第1号の指定特定相談支援事業者から同法第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があった ので、同法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山	市長	屋	北	正	政

事業別	番 事業	折の	事業所	指定に係	主たる対	事業者の	事業者の主	指定年月	廃止年月
号	名称		の所在	る種類	象とする	名称	たる事務所	日	日
			地		障害種別		の所在地		
3 0 3	10 相談	支援	和歌山	計画相談	特定なし	株式会社	和歌山市坂	平成29	令和4年
1 2 2	2 事業	折ス	市坂田	支援		会虹	田462	年1月1	12月3
5 7	マイ	ル	462					目	1日

(令和5年1月16日掲示済)

## 和歌山市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項 の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番	事業所の	事業所の	指定に	主たる対	事業者の	事業者の主	指定年月	指定の有
号	名称	所在地	係る種	象とする	名称	たる事務所	日	効期限
			類	障害種別		の所在地		
3010	ヘルパー	和歌山市	居宅介	特定なし	株式会社	和歌山市太	令和5年	令和10
1 2 4 0	ステーシ	南出島7	護、重		きづき	田634-	1月1日	年12月
18	ョンきづ	4 - 7	度訪問			1 3		31日
	き	A 1 0 1	介護					
3010	ヘルパー	和歌山市	行動援	特定なし	合同会社	和歌山市湊	令和5年	令和10
1 2 3 2	ステーシ	土佐町3	護		葉月	北町2丁目	1月1日	年12月
9 1	ョンきさ	丁目29				25番地		31日
	らぎ	-1 U						

	Ī	 I _	Ī	1	1	1	1	1
		ビル30						
		5号						
3010	加納の手	和歌山市	生活介	特定なし	一般社団	和歌山市手	令和5年	令和10
$1\ 2\ 4\ 0$	デイサー	加納40	護		法人和歌	平2-1-	1月1日	年12月
0 0	ビスセン	7 - 1			山県聴覚	2 和歌山		31日
	ター				障害者協	ビッグ愛6		
					会	階		
3010	生活介護	和歌山市	生活介	特定なし	一般社団	和歌山市西	令和5年	令和10
$1\ 2\ 4\ 0$	事業所よ	北島30	護		法人 t e	庄486-	1月1日	年12月
2 6	つば	7 - 15			rre	1 1		31目

(令和5年1月16日掲示済)

# 和歌山市告示第26号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番	事業所	事業所の	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる	指定年	指定の有
号	の名称	所在地	拍化に休る性類	事業有の名称	事務所の所在地	月日	効期限
3050	LAS	和歌山市	児童発達支援、	合同会社HY	和歌山市粟14	令和5	令和10
1011	нік	北島30	放課後等デイサ	Т	番地4 タイガ	年1月	年12月
9 9		7番8	ービス		一健康くらぶ	1日	31日
3050	森のひ	和歌山市	放課後等デイサ	コネクトw i	和歌山市和田2	令和5	令和10
1011	ろば	鳴神13	ービス	t hチャイル	63番地11	年1月	年12月
8 1		番地2		ド株式会社		1日	31日

(令和5年1月16日掲示済)

# 和歌山市告示第27号

道路区域の決定及び供用開始(令和5年告示第9号)の一部を次のように改正する。 令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

表中

Γ

和歌山市満屋25番4地先 6.00 34-215 小倉215号線 67.0 和歌山市満屋31番8地先 7. 20 和歌山市満屋31番7地先 34-216 小倉216号線 24.6 6.00 和歌山市満屋31番7地先 和歌山市満屋2番地先 6.00 34-217 | 小倉217号線 246.6 和歌山市満屋6番8地先 7.30 和歌山市満屋3番5地先 34-218 小倉218号線 6.00 33.9 和歌山市満屋3番5地先

を

			和歌山市満屋46番6地先			
	34 - 219	小倉219 <del>号線</del>	~	100.7	6.00	
			和歌山市満屋6番5地先			
			和歌山市満屋46番8地先			
	34 - 220	小倉220号線	~	9 9. 1	6.00	
			和歌山市満屋6番7地先			
Г						. ]
ı			和歌山市満屋31番7地先			
	34-215	小倉215号線	~	24.6	6.00	
			和歌山市満屋31番7地先			
			和歌山市満屋25番4地先		6.00	
	34 - 216	小倉216号線	~	67.0	$\sim$	
			和歌山市満屋31番8地先		7. 20	
			和歌山市満屋2番地先		6.00	
	34 - 217	小倉217号線	~	246.6	~	
			和歌山市満屋6番8地先		7. 30	に
			和歌山市満屋46番8地先			(_
	34-218	小倉218 <del>号線</del>	~	9 9. 1	6.00	
			和歌山市満屋6番7地先			
			和歌山市満屋46番6地先			
	34 - 219	小倉219号線	~	100.7	6.00	
			和歌山市満屋6番5地先			
			和歌山市満屋3番5地先			
	34 - 220	小倉220号線	~	3 3. 9	6.00	
			和歌山市満屋3番5地先			ı

改める。

(令和5年1月16日掲示済)

# 【 公 告 】

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年1月5日

和歌山市長 尾花正啓

	指定年月日	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長
	指定番号	地有地笛	中明有江川八石	総延長
	令和4年12月27日	和歌山市有本字長丁208	和歌山市黒田1丁目2	6. 00m×63. 88m
:	和建指第2721号	番3、209番2、210	番17号	63.88m
		番1、210番3の一部	アズマハウス株式会社	
			代表取締役 東 行男	

(令和5年1月5日掲示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市中之島字上嶋349番2

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間(ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間) 意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和5年1月5日掲示済)

和歌山市加太の一部地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い 地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年1月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年1月11日から同月31日まで(20日間)
- 3 閲覧場所 和歌山市役所加太支所(和歌山市加太2692)及び和歌山市役所地籍調査課(和歌山市七番丁 11-1 アラスカビル2階)
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所加太支所においては令和5年1月11日から同月18日までの間(同月14日を除く。)、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては同月19日から同月31日までの間(同月21日、同月22日、同月28日及び同月29日を除く。)、午前9時から午後5時までとする。

(令和5年1月11日掲示済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。 令和5年1月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画地区計画(紀伊地区地区計画)の変更

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

和歌山市府中 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和5年1月11日(水)から同月25日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(令和5年1月11日掲示済)

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年1月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長		
指定番号	1210年	中朝往往別以右	総延長		
令和5年1月11日	和歌山市井辺字今	大阪市北区堂島2丁目2番2号	5. 00m×39. 65m		
和建指第2724号	薗5番4	ミサワホーム近畿株式会社	39.65m		
		代表取締役 下山 隆			

(令和5年1月13日掲示済)

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年1月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	444万444平	申請者住所氏名	道路幅員×延長	
指定番号	地名地番	中铺有住別以名	総延長	
令和5年1月11日	和歌山市中字市場坪188	和歌山市中257番地	6. 00m×58. 01m	
和建指第2711号	番3、188番4、188	貴志颯子	58.01m	
	番5、189番10			

(令和5年1月13日掲示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市下和佐字佃465番1、466番	和歌山市井ノ口389番地3 グリース千旦202号室
4、水路	若井和也
	和歌山市井ノ口389番地3 グリース千旦202号室
	若井美菜子

(令和5年1月16日掲示済)

# 【 選挙管理委員会告示 】

## 和歌山市選挙管理委員会告示第1号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。 令和5年1月10日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西勉己

- 1 日時 令和5年1月16日(月)午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 在外選挙人名簿から抹消するについて
- (3) 令和4年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- (4) 令和4年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

(令和5年1月10日掲示済)

## 和歌山市選挙管理委員会告示第2号

令和4年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表する。 令和5年1月16日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 大西勉己

(別紙省略)

(令和5年1月16日掲示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第3号

令和4年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表する。 令和5年1月16日

> 和歌山市選挙管理委員会 委員長 大 西 勉 己 (令和5年1月16日掲示済)

# 【教育委員会告示】

## 和歌山市教育委員会告示第1号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。 令和5年1月16日

和歌山市教育委員会教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和5年1月19日(木) 午後2時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
- (1) 12月定例市議会について
- (2) 和歌山市社会福祉審議会委員の推薦について
- (3) 令和4年度和歌山市児童生徒文化奨励賞の授賞候補について
- (4) 令和4年度和歌山市川端龍子賞等の授賞候補について
- (5) その他

(令和5年1月16日掲示済)

# 【農業委員会公告】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年1月10日

和歌山市農業委員会 会長 谷河 績

1 開催日時

令和5年1月13日 13時00分

2 開催場所

和歌山市勤労者総合センター 6階文化ホール

- 3 審議案件
- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農用地利用集積計画について
- (5) 非農地通知について
- (6) 賃借料情報の提供について

(令和5年1月10日掲示済)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年1月13日

和歌山市農業委員会 会長 谷河 績 (令和5年1月13日掲示済)